

III 結果と考察

結果

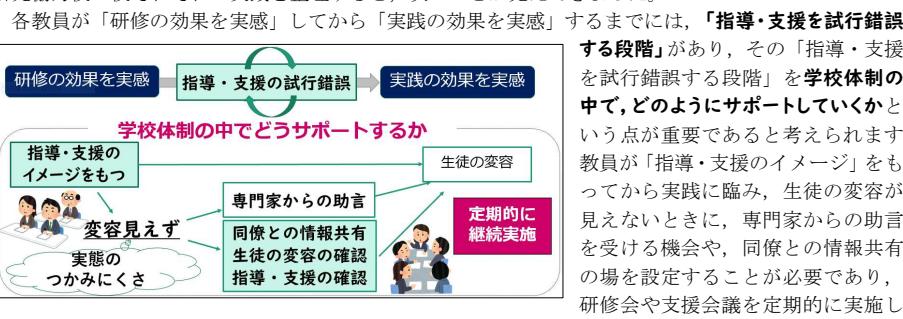
研究協力校3校の実践前の5月と実践後の11月に、教員の特別支援教育に対する意識及び行動の変容を確認する質問紙調査を実施しました。

t検定による比較からは、「特別支援教育に対する研修会を実施すること」の項目についてのみ、有意差が認められ、他の項目については認められませんでした。

また、回答となる4つの選択肢を肯定的回答と否定的回答の2つに分け、肯定的割合の変化を実践前後で比較したところ、40項目中10項目で増加しました。特に、「支援が必要な生徒に対する支援を取り組んでいるか」の項目では、5月の時点で先行研究による調査から約18.7%増え、実践前後では更に8.6%増加しました。「特別支援教育は全職員で取り組む必要があると思うか」については、実践後に肯定的回答の割合が100%となりました。

考察

本研究では、研修前後で意識の変化は認められましたが、5月と11月の指導・支援の実践前後の意識には変化が認められませんでした。このことについては、いくつかの要因が考えられます。その中の1つとして、取組期間の短さが影響している可能性があると考えます。研究協力校3校それぞれの実践を整理すると、次のことが見えてきました。



IV 研究のまとめ

成果と課題

本研究における成果（◎）と課題（▲）の一部について示します。今後、更に課題となった点について検討していく必要があると考えます。

- ◎校内研修プログラムを作成することにより、特別支援教育を進める過程のPDCAサイクルを示すことができた
- ◎講義形式の研修会ではなく、自分たちで情報を出し合って支援を検討する過程を体験したことにより、実態把握及び指導・支援の考え方方が分かり、他の生徒への応用も可能になった
- ▲教員が指導・支援の効果を実感するための工夫
- ▲特別支援教育コーディネーターが研修会を進めやすくするための工夫

高等学校における特別支援教育推進に関する研究

一校内研修プログラムの作成及び各校のニーズに応じた活用を通して

【研究担当者】 金田 美輝子 外館 梶

田代由希 平 浩一

【この研究に対する問い合わせ先】

Tel 0198-27-2821 FAX 0198-27-3562

E-mail sien-r@center.iwate-ed.jp

I 研究の構想

現状と課題

高等学校の特別支援教育については、平成18年に学校教育法が改正され、高等学校も含めた全ての学校において、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、障がいによる困難を克服するための教育を行うことが明記されました。その後、「発達障害支援モデル事業」が進められ、複数の指定校における実践の成果や課題が示されています。こうした中、中央審議会答申(2018)において、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、一人一人の子供の状態に応じた、組織的・継続的な支

H18「学校教育法改正」により明記

高等学校も含めた全ての学校において、障がいによる困難を克服するための教育を行うこと

インクルーシブ教育システムの構築を目指す

一人一人の子供の状態に応じた組織的・継続的な指導が求められている

教職員の意識や専門性の向上組織的な支援体制づくりの必要性

援の必要性が述べられており、そのための教職員の意識や専門性の向上や、組織的な支援体制づくりが早急に求められていると言えます。

高等学校の特別支援教育の現状と課題については、これまでの研究から4点が明らかとなっています（左【研究構想図】参照）。これらの課題を踏まえ、「高等学校における特別支援教育の充実」に向けて、手立てを左の3点にして研究を進めていくこととしました。

研究の手立て

1点目の「校内研修プログラムの作成」に当たっては、専門性がなくても取り組めるものであることや、自校で研修できるものであることなどの点に留意して作成することとしました。

2点目の「各校のニーズの把握」については、各校の教員と特別支援教育コーディネーターから、それぞれ調査を実施することとしました。

3点目の「研修プログラムの活用および指導・支援の実践」については、作成したプログラムを活用した研修会を実施して、指導・支援の実践につなげていくこととしました。各校のニーズを把握した上で、研修内容を特別支援教育コーディネーターと検討し、9～11月に研修会と指導・支援の実践を行いました。



